

契約違反のペナルティ

買い物をしたとき、「〇日までに代金を振込みで支払います」という約束＝契約を交わしたとします。その場合、期日までに代金を振り込むという義務を果たさないと、契約違反として、違約料などを支払わなければならないことも。また、カードの利用代金が口座から引き落とせなかった場合にも、延滞利息などが課せられるケースがあります。

契約どおりに
支払いをしないと、
違約金を
支払う可能性も！

